

政令第三百三十四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

- 十四 二・二・二 トリクロロ 一・一 ビス（四 クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジ  
コホル）
- 十五 ヘキサクロロブタ 一・三 ジエン

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

